

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務

2 業務の目的

岡山県内の市町村国保の令和5年度の特定健康診査受診率は34.6%(全国38.2%)、特定保健指導実施率は19.9%(全国29.1%)と低い状況にある。また、国及び県が設定する令和11年度の受診率60%(市町村国保)という目標値との乖離は大きい。そこで、県内の市町村において、データを活用して未受診者等の分析を行うとともに、医療機関へ通院中だが特定健康診査は未受診である者に向けた効率的・効果的な受診勧奨を行うことにより、受診率の向上を図るものである。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4 業務内容

県(以下「甲」という。)が事業者(以下「乙」という。)に委託する事業は次のとおりとする。

【県事業 A】

(1)一般住民向け特定健診受診勧奨用資材デザイン制作業務

一般住民に対しての特定健診受診勧奨を目的とした資材のデザインを制作し納品する。

①資材の内容

特定健診の受診を促す内容とし、他の自治体における同様の業務において制作した受診率向上実績のある資材を参考に、ソーシャルマーケティング手法などを活用して作成する。

②資材の校正

資材の内容に関して、乙は甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

③納品形式

納品形式電子データ又は紙媒体いずれかのうち、甲乙協議のうえ合意した形式とする。

(2)医師会向け情報提供事業制度普及啓発のための資材のデザイン制作業務

医師会報への掲載及び、保険者から医師会・医療機関に対して情報提供事業制度への協力の依頼を目的とした資材のデザインを制作し納品する。

①資材の内容

情報提供事業制度への協力を依頼する内容とし、他の自治体における同様の業務において制作した受診率向上実績のある資材を参考に、ソーシャルマーケティング手法などを活用して作成する。

②資材の校正

資材の内容に関して、乙は甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正

を実施するが、その回数は最大3回とする。

③納品形式

電子データ又は紙媒体いずれかのうち、甲乙協議のうえ合意した形式とする。

【県事業B】

(3)医療機関通院中の特定健診未受診者に向けた受診勧奨業務

甲が選定した市町村(以下「丙」という。)において、丙が希望する以下①・②・③いずれかの事業を丙と協議の上、行うものとする。

①情報提供事業の対象者抽出及び情報提供実施案内の封書の送付業務

ア. データ分析及びリスト作成業務

別紙2「丙が乙に提供するデータ等」に記載の各種データを活用し、当該年度の特定健康診査の対象であり、かつ医科のレセプト電算コード情報がある患者を把握することを目的として、特定健診を実施する医療機関ごとにリストを作成する。

また、各種データを活用し、当該年度の特定健康診査の対象であり、当該年度の特定健康診査の結果データとして活用しうる診療情報を有する治療中の患者を把握することを目的として、以下の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.2版)」の定める「基本的な健診の項目」及び、「その他項目」に定める項目に該当する診療行為コードを有する対象者を抽出し、リストを作成する。

肝機能検査

- ・血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT(AST))
- ・血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ(GPT(ALT))
- ・ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)

血中脂質検査

- ・血清トリグリセライド(中性脂肪)の量
- ・高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)の量
- ・低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)の量

※中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合、LDLコレステロールに代えて、Non-HDLコレステロールの測定でも可

血糖検査

- ・空腹時血糖又はヘモグロビンA1c(HbA1c)、又は随時血糖

尿検査

- ・尿中の糖及び蛋白の有無

その他項目

- ・血清クレアチニン検査
- ・血清尿酸検査
- ・貧血検査
- ・心電図検査

- ・外来診療フラグ
- ・生活習慣病管理料フラグ

イ. 受診勧奨すべき対象者の特定・決定業務

別紙 1-1「丙が乙に提供するデータ等」に記載の各種データを活用し、乙が独自に開発した人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値(受診確率)を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

また、健診対象者の健診受診の予測値(受診確率)等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、受診勧奨すべき対象者を特定し、これに対する丙の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

なお、乙は丙から提供されたデータ等について、個人が識別できないよう加工した統計情報を丙の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用(複製、複写、改変、第三者への提供を含む。)する。

ウ. 通知による受診勧奨業務

乙はア及びイに定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり対象者に対して情報提供実施案内の送付を実施する。

1.対象者

分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、丙が合意した者

2.通知物の印刷

丙が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を封書の形式で印刷する。

3.通知物の宛名印字

宛名印字に関しては丙の意向により漢字又はカナ印字にて行う。

丙の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、丙が提供する情報に全て反映されているものとする。

4.通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、丙に事前に校正の確認を行う。乙は、丙の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

5.受診勧奨対象者の最終決定

既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約2週間前までに丙が乙へ提供する。

6.サンプル納品

通知物発送後速やかに、丙に対し各10部のサンプルを納品する。

丙が追加でサンプルを必要とする場合は、乙が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。

②かかりつけ医療機関を印字した受診勧奨通知の送付

ア. 対象者の決定

(2)①ア及びイと同様のデータ分析によって判明した特定健診実施医療機関に通

院している対象者の中から過去 3 年間に特定健診の受診履歴がない対象者を抽出しリストを作成する。このリストの中から丙の承認が得られた対象者を、送付対象者とする。

イ. 通知による受診勧奨業務

乙はアで選定した対象者に対し、次のとおり受診勧奨通知の送付を実施する。

1. 通知物の作成

過去に統計的手法等に基づき効果検証した実績が証明できる通知物を丙の実態に即した内容に修正して作成する。通知物には対象者が通院している医療機関を印字できる箇所を設ける。

2. 通知物の印刷

丙が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名、通院している医療機関等(原則、1 医療機関)を記載した通知物を印刷する。

3. 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては丙の意向により漢字又はカナ印字にて行う。

丙の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、丙が提供する情報に全て反映されているものとする。

4. 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、丙に事前に校正の確認を行う。乙は、丙の要望による修正を実施するが、その回数は最大 3 回とする。

5. 受診勧奨対象者の最終決定

既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約 2 週間前までに丙が乙へ提供する。

6. サンプル納品

通知物発送後速やかに、丙に対し各 10 部のサンプルを納品する。

丙が追加でサンプルを必要とする場合は、乙が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。

③医療機関からの受診勧奨強化業務

ア. データ分析及びリスト作成業務

別紙 1-1「丙が乙に提供するデータ等」に記載の各種データを活用し、医療機関ごとの特徴を捉えることを目的として以下のような集計・分析を行う。

なお、乙は丙から提供されたデータ等について、個人が識別できないよう加工した統計情報を丙の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用(複製、複写、改変、第三者への提供を含む。)する。

1. 特定健診対象者における医療機関ごとの通院者数

2. 特定健診の実施医療機関における、対象者の通院状況及び特定健診受診状況

3. 特定健診実施医療機関における直近 2 年間の特定健診受診状況

※自院受診状況、受診履歴別の受診状況等を分析

4. 特定健診未実施医療機関における、対象者の通院状況及び特定健診受診状況

5. その他有用と思われる分析

イ. 医療機関から健診対象者に対する特定健診受診勧奨を目的とした資料のデザイン制作業務

医療機関から特定健診対象者に受診を促すことを目的とした資料のデザインを制作し、印刷可能なデータとして丙に納品する。資料の内容等は以下のとおりとする。

1. 資料の内容

医療機関から健診対象者に対し特定健診の受診を促す内容とし、他の自治体における同様の業務において制作した受診率向上実績のある資料を参考に、ソーシャルマーケティング手法などを活用して作成する。

2. 資料の校正

資料の内容に関して、乙は丙に事前に校正の確認を行う。乙は、丙の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

3. 納品形式

電子データ又は紙媒体いずれかのうち、乙と丙で協議のうえ合意した形式とする。

(4) その他必要とされる業務

丙の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、丙との同意のもと実施することとし、内容については丙に了承を得ることとする。また、別途費用が発生する場合は、丙に協議を行うこととする。

(5) 丙が行う業務

関係データ等の提供

ア. 丙は委託業務に使用するため、健診結果データ等(別紙 1-1「丙が乙に提供するデータ等」)を乙に提供する。

イ. データの提供に当たっては原則として、丙から乙へ LGWAN を通じて提供するものとする。

ウ. イの運用ができない場合は追跡サービス付きの手段(レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパックなど)の利用により乙と丙の間でデータの授受を行う。

エ. イ、ウとも運用ができない場合は、乙と丙にて協議の上、個別に提供方法を定める。

(6) 乙・丙が行う業務

ア. 委託業務の開始に当たり、乙・丙は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。

イ. 打合せ場所や日時、方法については、乙と丙間で協議の上決定する。

(7) 報告及びその他業務

乙は委託期間中、ア～ウの報告業務を行う。

ア. 期中報告業務

(3) に定めるデータ分析の結果について、甲に対し報告する。

イ. 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等(全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む)について効果検証を実施し、その結果を甲に対し報告を行う。

報告に当たって必要なデータは、丙から乙へ直接提供する。報告書に記載する結

果は、受診勧奨における介入研究で論文を公表している乙に在籍する研究者(公衆衛生修士・博士)による示唆を踏まえたものとし、甲及び丙に提供する。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、丙に提案を行う。

ウ.その他必要とされる業務

丙の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、丙との同意のもと実施することとし、内容については甲に了承を得ることとする。また、別途費用が発生する場合は、甲に協議を行うこととする。

(8)留意事項

ア.事業の進捗度について、乙は適宜甲に報告すること。

イ.事業終了後は、報告書とは別に、実績報告書を作成し提出すること。

ウ.個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

エ.通知物が、宛先人不明等の理由から不着として乙に返送された場合、委託業務完了後に廃棄を行うこと。

オ.本契約とは別に丙乙が業務委託契約を締結し、または締結する場合であって、当該各契約と本契約において同種のデータの提供が発生する場合は、提供を受けた当該データを“丙から乙へ提供するデータ”として、本契約のほか各契約の目的の範囲及び条件で利用することができるものとする。

カ.その他、業務仕様書に定めのない事項については、甲・乙・丙の三者で協議して定める。

(参考)

【県事業 A】

	内容	数量
(1)	一般住民向けチラシ(特定健診受診勧奨)のデザイン、印刷	40,000 枚
(2)	医師会向けチラシ(情報提供事業の案内)のデザイン、印刷	1100 枚

【県事業 B】

	内容	数量
(3) ①	医療機関通院中の健診未受診者に向けた受診勧奨 ・人工知能を用いて受診勧奨対象者を分析・特定 ・対象者への通知作成、発送	23 市町村 24,000 通
(3) ②	かかりつけ医療機関を印字した受診勧奨通知の送付 ・人工知能を用いて対象者及びかかりつけ医療機関を分析・特定 ・対象者への通知作成、発送	3市町村 2,500 通
(3) ③	医療機関からの受診勧奨強化及び医療機関分析 ・医療機関ごとの特徴を分析 ・医療機関から健診対象者に対する受診勧奨用資材のデザイン、印刷	1 市 1000 枚

【事業運営等諸経費】

内容	数量
市町村への支援(訪問、zoom、電話、E-mail)	27 市町村
事業企画及び運営費用	27 市町村

